

## 山梨県市町村健康増進事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 知事は、健康増進法（平成14年法律103号）第17条第1項及び第19条の2（法施行規則第4条の2第6項を除く。）の規定により市町村が実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金の対象事業は、「健康増進事業実施要領」（平成20年3月31日健発第0331026号厚生労働省健康局長通知の別紙）に基づき市町村が行う健康増進事業とする。

### (補助金の交付額)

- 第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 別表1の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2/3を乗じた額とする。（ただし、健康診査費に含まれる肝炎ウイルス検診費のうち、40歳以上で5歳刻みの者に個別勧奨を実施する場合に生じる受診者負担相当額（以下「個別勧奨に係る自己負担相当額」という。）を除く。）
  - 個別勧奨に係る自己負担相当額については、別表1の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。その後選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除して少ない方の額を交付額とする。

### (交付申請)

第4条 市町村長は、この補助金の交付を受けようとするときは、市町村健康増進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて知事が別に定める期日までに提出するものとする。

### (交付の条件)

- 第5条 この補助金の交付に係る条件は、次のとおりとする。
- 補助事業の経費の配分を変更（それぞれの種目の配分の額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
  - 補助事業の内容の変更（ただし、補助金の目的達成に支障を来たさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

三 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

四 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更等の承認申請)

第6条 市町村長は、前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとするときは、市町村健康増進事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前条第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ市町村健康増進事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要であると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 市町村長は補助事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については知事が補助金交付の目的及び財産の処分期限(厚生労働省告示第384号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄したときから財産処分期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

3 事業により取得し、又は効用の増加した補助金に係る財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類

及び証拠書類を作成し、これを事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成21年3月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 山梨県保健事業費負担（補助）金交付要綱は、平成20年3月31日をもって廃止する。ただし、山梨県保健事業費負担（補助）金交付要綱第6の規定により交付決定がなされた負担（補助）金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成22年1月18日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成22年8月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成23年9月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年9月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成25年11月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成26年12月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成29年11月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和元年12月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年1月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則  
この要綱は令和 3 年 9 月 2 2 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
この要綱は令和 4 年 9 月 1 4 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
この要綱は令和 6 年 1 月 1 6 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
この要綱は令和 6 年 1 2 月 2 5 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
この要綱は令和 7 年 3 月 1 4 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
この要綱は令和 7 年 1 0 月 2 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。